令和5年9月市議会 環境経済委員会資料

第 141 号 令和 5 年度長崎市一般会計補正予算 (第 7 号)

【目次】

第6款 農林水産業費

6-3-2 水産業振興費・・・・・・・・・・・・・・・2

水産農林部令和5年9月

	<u>-</u>	予算説明書			車 米 夕	補正額
ページ	款	項	目	番号	事業名	無正領
16 ~ 17	6 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	1 - 1	養殖魚赤潮被害緊急対策事 業費補助金	千円 560, 080

1 現 状

長崎市たちばな漁業協同組合では、養殖業者8者が戸石地区のほか、諫早市、雲仙市の漁場において、トラフグを主体にシマアジ、マダイなどの魚類養殖を行っているが、令和5年8月に橘湾で発生した赤潮(カレニア・ミキモトイ)によって、養殖魚の全数あるいは概ねがへい死するなど、長崎市において過去に類を見ない規模の深刻な被害となっている。

養殖業者においては、原油価格や漁業資材、配合飼料等の高騰による厳しい状況が続いている中での赤潮被害であり、被害の対応として、養殖共済により対応はなされるものの、損失の一部にとどまることから、経営維持が極めて困難な状況であり、養殖産地の崩壊の危機にさらされている。

【被害状況(概数)】

・へい死尾数 約73万尾 (橘湾における飼育尾数 約100万尾)

•被害金額約9億円

年	要因	地域	被害金額
H 1 2	赤潮	戸石	19,890千円
H 2 1	赤潮	戸石	3, 915千円
H 2 2	赤潮	戸石	529千円
R 2	台風・豪雨	戸石・三重・野母	279, 300千円
R 5	赤潮	戸石	900,000千円

2 対応方針

たちばな漁協は、国内でも有数のトラフグ生産地としての歴史があり、この地位、生産のノウハウは、一度 失われると回復が困難なものである。また、戸石ゆうこうシマアジ・真鯛など時間をかけて開花しつつある新 たな取り組みも含め、これらは、長崎市の魅力となる重要なアイテムである。

多くの事業者が、ゼロもしくはマイナスからの再スタートとなるなか、県市協調し強力な支援を行うことで生 産再開、産地の再生につなげる。

橘湾における赤潮被害の状況と対応について

令和5年7月に有害プランクトン確認 ↓

8月に入り、高濃度の赤潮が広範囲に急速に拡大



第1段階(初期対応)

- ●餌止めの徹底
- ●赤潮防除剤の散布

初期対応として、防除剤を散布 散布数量:約2.200kg



8月2日 養殖魚の被害確認 8月4日~6日にかけて大量へい死

[被害状況]

(推計)へい死尾数 約73万尾(飼育尾数 約100万尾)被害金額 約 9億円

★長崎市において、 過去に類を見ない規模の被害

第2段階(へい死魚処理)

●へい死魚の処分

東工場・三京クリーンランド: 8/4~8/8 71, 220kg 処理事業者 : 8/5~8/17 27, 610kg

第3段階(再建支援)

- ●養殖共済による補填
- ●代替魚導入事業者が早期に事業を再開するために必要な代替魚導入への支援
- ●漁業制度資金活用漁業制度資金の利子及び保証料に対する支援

第4段階(防除対策)

- ●赤潮防除剤の備蓄
 - 今後、赤潮が発生した場合に必要な防除剤購入に対する支援
- ●赤潮防除体制の構築長崎県や長崎大学、漁協等の関係団体と連携した体制の構築
 - ●について長崎県と協調した強力な支援を実施

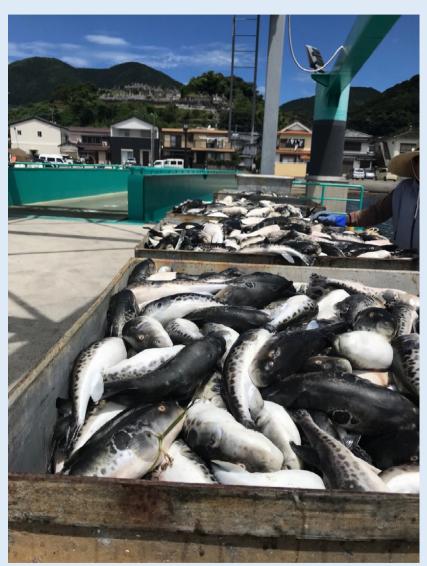
赤潮被害の状況写真



筏でへい死したマダイ



筏でへい死したトラフグ



へい死により陸揚げされたトラフグ

(1)被害対策

へい死魚処理・赤潮防除対策への支援

- ア へい死魚処理・赤潮防除対策
 - (ア) 事業名:新たにチャレンジ水産経営応援事業
 - (イ)補助対象者:長崎市たちばな漁業協同組合
 - (ウ) 事業内容:へい死魚の処理や赤潮防除対策への支援
 - (エ)補助対象経費:へい死魚の処理費、へい死魚の運搬費、資材費、燃料費及び防除剤購入費 ※消費税相当額を除く
 - (才) 総事業費:5,204千円
 - a へい死魚処理費(約100トン) 723千円
 - b へい死魚運搬費 765千円(※資材費等含む)
 - c 防除剤購入費(約13トン) 3,716千円(防除剤 13,200kg×280円/kg+燃料費20千円)
 - (力)補助率 10/10 5,204千円
 - 内訳 県(1/2) 2,602千円
 - 市 (1/2) 2,602千円

(2)養殖経営対策

へい死した養殖魚の代替魚導入支援・漁業制度資金の利子補給及び保証料支援

- ア 代替魚導入に対する支援
 - (ア) 事業名:養殖魚赤潮被害緊急対策事業
 - (イ)補助対象者:赤潮被害を受けた長崎市たちばな漁業協同組合に所属する養殖業者 (補助金交付先:長崎市たちばな漁業協同組合)
 - (ウ) 事業内容: へい死した養殖魚に代わる代替魚導入への支援 ただし、養殖共済への加入を条件
 - (エ)補助対象経費:代替魚の導入費(輸送費を含む)※消費税相当額を除く
 - (才) 総事業費:820,690千円

a 代替魚導入 756, 192千円

b 輸送費 64,498千円

(力) 補助率 2/3 547.126千円

内訳 県(1/3) 273.563千円

市 (1/3) 273,563千円

【代替魚導入数量等の想定】

魚種	年数	被害尾数 (尾)①	導入 割合 (%)②	代替魚導入尾 数(尾)③ (①×②/100)	代替魚 調達価格 (円/尾) ④	代替魚 導入金額 (千円) ⑤(③×④)	補助金額 (千円) ⑤×2/3
トラフグ	2年魚	297,000	30	89,100	2,400	213,840	142,560
トラフグ	1年魚	366,300	100	366,300	840	307,692	205,128
マダイ	3年魚	12,000	50	6,000	1,800	10,800	7,200
マダイ	2年魚	76,000	50	38,000	936	35,568	23,712
マダイ	1年魚	77,000	100	77,000	456	35,112	23,408
シマアジ	3年魚	39,000	50	19,500	2,880	56,160	37,440
シマアジ	2年魚	44,500	50	22,250	2,160	48,060	32,040
シマアジ	1年魚	68,000	100	68,000	720	48,960	32,640
計				686,150		756,192	504,128

輸送費 686, 150尾×94円/尾≒64, 498千円 補助金額 64, 498千円×2/3≒42, 998千円

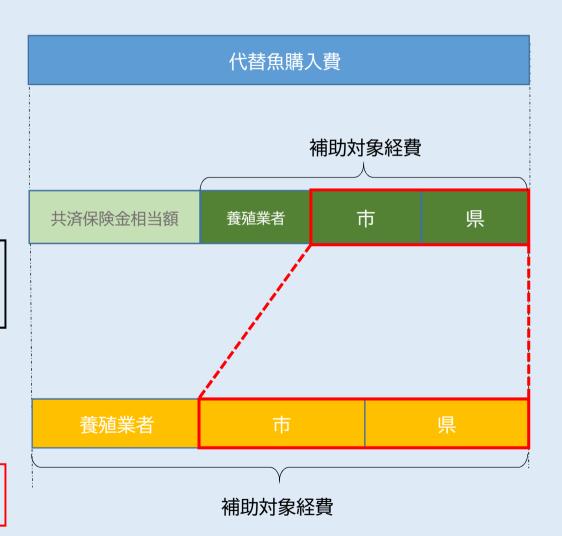
代替魚導入の補助対象経費の考え方

<これまでのスキーム>

代替魚の購入費から共済保険金 相当額を除いた経費について、 県・市合わせて3分の2を支援

<今回のスキーム>

代替魚の購入費について、県・市 合わせて3分の2を支援



イ 漁業制度資金の利子補給 (無利子化)

(ア) 事業名:漁業資金利子補給(赤潮)

(イ)補助対象者:赤潮被害を受けた長崎市たちばな漁業協同組合に所属する養殖業者

(補助金交付先:九州信用漁業協同組合連合会)

(ウ) 事業内容: 既存債務の借り換えに必要な資金 (漁業経営維持安定資金) 及び養殖経営の

維持・継続に必要な新たに借り入れる資金(沿岸漁業等振興資金)の利子に

対する支援

(エ)総事業費:2,474千円

資	金名	漁業経営維持安定資金	沿岸漁業等振興資金	計
丽	資額	1, 026, 457千円	200,000千円	
基	準金利	2. 05%	2. 05%	
l==	県	利率 1.25%	利率 1.25%	
支援 内容	市	利率 0.80%	利率 0.80%	
1,1,1	事業者			
償	還期間	15年(据置3年)	15年(据置3年)	
支持	援期間	15年	15年	
補助金	È額(R5)	2,070千円	404千円	2,474千円
15年	間累計	75, 951千円	14,804千円	90, 755千円

(参考) 既存の融資制度(市)

償還期間:10年(据置3年)

支援内容:県の1/2以内(県の補助利率を差し引いた利率が1.0%未満の場合は支援なし)

- ウ 漁業制度資金の保証料補助 (保証料負担軽減)
 - (ア) 事業名:漁業資金債務保証料補助(赤潮)
 - (イ)補助対象者:赤潮被害を受けた長崎市たちばな漁業協同組合に所属する養殖業者 (補助金交付先:九州信用漁業協同組合連合会)
 - (ウ) 事業内容:漁業経営維持安定資金及び沿岸漁業等振興資金の保証料に対する支援
 - (エ) 総事業費:5,276千円

資	金名	漁業経営維持安定資金	沿岸漁業等振興資金	計
融	資額	1, 026, 457千円	200,000千円	
保証	E料率	1.4%	0.85%	
	県	保証料率 0.475%	保証料率 0.20%	
支援 内容	市	保証料率 0.475%	保証料率 0.20%	
1,10	事業者	保証料率 0.45 %	保証料率 0.45%	
償還	墨期間	15年(据置3年)	15年(据置3年)	
支持	爰期間	3年	3年	
補助金	額(R5)	4,876千円	400千円	5, 276千円
3 年	間累計	14, 628千円	1,200千円	15,828千円

(参考) 既存の融資制度(市)

支援内容:事業者負担の1/2以内(漁業近代化資金のみ。上記資金は対象外)

【参考】赤潮対策に係る金融支援の概要

資金名	貸付利率 償還期間		貸付限度額	保証料
漁業経営維持安定資金 (既存債務の借り換えに 必要な資金)	2.05% 県:1.25% 市:0.8% 0.00%	10年 ↓ <mark>15年</mark> (据置3年) ※知事特認	40,000千円 ↓ <mark>必要額</mark> ※知事特認	1.40% 県:0.475% 市:0.475% 0.45%
沿岸漁業等振興資金 (養殖経営の維持・継続 に必要な新たに借り入れ る資金)	2.05% 県:1.25% 市:0.8% 0.00%	10年 ↓ 1 <mark>5年</mark> (据置2年→ <mark>3年</mark>) ※知事特認	(法人) 100,000千円 ↓ 100,000千円 (個人) 30,000千円 ↓ 60,000千円 ※知事特認	0.85% 県:0.2% 市:0.2% 0.45%

4 財源内訳

事 業 費	予算計上額	財源内訳				事業者 負担額
1	2	国庫支出金	県支出金※	その他	一般財源	①-②
千円 833, 644	千円 560, 080	千円 一	千円 276, 165	千円	千円 283, 915	千円 273, 564

※ 新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金(補助率 1/2) 養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金(補助率 1/3)

5 繰越明許費

(単位:千円)

市	_	力 石		財 源	内 訳				
事業名	金	額	国庫支出金	県支出金※	その他	一般財源 283, 915 10, 352			
	予算現額	560, 080	_	276, 165	ı	283, 915			
│ 養殖魚赤潮被害緊急 │ 対策事業費補助金	支出予定額	12, 954	_	2, 602	ı	10, 352			
V 3510 3 5103C1113753	繰越明許額	547, 126	_	273, 563	1	273, 563			

※養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金

(1)繰越理由

養殖魚の被害尾数に対応した代替魚の導入が今年度内に完了しない見込みであるため。

6 債務負担行為

	債務負担行為		限 度 額
第3表 ページ	事項	期間	(千円)
		令和6年度	9, 812
		令和7年度	9, 812
		令和8年度	9,812
		令和9年度	9, 400
		令和10年度	8, 584
		令和11年度	7, 766
		令和12年度	6, 947
7	(1) 海类迄今利了垃圾(土油)	令和13年度	6, 130
/	①漁業資金利子補給(赤潮) 	令和14年度	5, 314
	令和15年度	4, 494	
		令和16年度	3, 677
		令和17年度	2, 860
		令和18年度	2, 042
		令和19年度	1, 224
		令和20年度	407
		合計	88, 281

6 債務負担行為

			限度額	
第3表 ページ	事項	期間	限 度 額 (千円)	
		令和6年度	5, 276	
7	②漁業資金債務保証料補助(赤潮)	令和7年度	5, 276	
		計	10, 552	

(1)債務負担行為の目的

赤潮被害を受けた養殖業者が経営再建と継続のため、長期にわたり支援を行う必要があることから、①漁業資金利子補給(赤潮)については令和6年度から令和20年度まで、②漁業資金債務保証料補助(赤潮)については令和6年度及び令和7年度の補助金について債務負担行為の設定を行うもの。